

## 「男女共同参画と防災」ワークショップ実施および啓発動画制作業務委託仕様書

### 1 業務目的

大阪市では、男女共同参画推進条例に基づき策定した「大阪市男女共同参画基本計画～第3次大阪市男女きらめき計画～」(計画期間：令和3年度～7年度)の「基本的方向8」で、「防災・復興における男女共同参画の推進」について取り組むこととしている。

東日本大震災をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じたことから、防災会議や避難所運営に平時から女性が参画することが求められている。

災害は地震・津波・風水害等の自然現象とそれを受け止める側の社会の在り方により、その被害の大きさが決まってくると考えられており、人口の約半分が女性であることを鑑みれば、女性の視点を防災や復興に反映することは、地域の防災力向上にも繋がると言える。

そこで、本事業は、男女共同参画の視点を反映した防災や復興の重要性を知るきっかけを市民に提供し、女性と男性のニーズや影響の違い、そして女性の視点の重要性について伝えていくことで、女性の防災・復興への参画を推進するとともに男性の意識も改革することを目的として、「男女共同参画の視点からの防災」をテーマとした啓発用動画を作成する。

なお、動画作成に当たっては、若年層を含むメンバーと「男女共同参画の視点からの防災」をテーマでワークショップを行い、そこで出された意見やアイデアを活かし、官民の様々な発信媒体(Webサイト、SNS、施設のデジタルサイネージ等映像設備など)に活用できる啓発動画の制作を行う。

### 2 契約期間

契約締結日から令和6年3月15日

### 3 事業内容

#### (1) 市民参加型のワークショップ開催

「男女共同参画と防災」をテーマとしたワークショップを企画し、実施すること。

#### ① 実施可能期間

契約締結日～令和5年12月31日

#### ② 必要実施回数

①の期間中に、2回以上開催すること

#### ③ 実施内容

- ・若年層(10代～20代)を含む大阪市内在住者や在学・在勤者に呼びかけを行い、啓発動画作成についての企画検討を行うワークショップを10名以上で実施すること。
- ・企画検討は、ワークショップの構成員が主体となって行うこと。
- ・「男女共同参画の視点からの防災」をテーマに、テーマに沿った講師を招聘して勉強会を開催するなど、学びの場を持つこと。

## (2) 啓発動画の作成

次の①及び②の動画コンテンツを作成し納品すること。なお、作成にあたっては、(1)で実施したワークショップでの成果を取り入れ、男女共同参画の視点から見た防災活動への参画を促す内容とすること。動画の内容に関しては、防災分野の専門家の助言を受けるなどエビデンスに基づいたものとし、仮編集前に内容について発注者の確認を得ること。

### ① 1分程度の動画：2本以上

インパクト重視の動画とし、官民の様々な発信媒体（本市のWebサイト・SNS・施設のデジタルサイネージ等映像設備など）に活用できる効果的な動画を作成すること。

### ② 3分程度の動画：1本以上

ストーリーがある動画とし、官民の様々な発信媒体（本市のWebサイト・SNS・施設のデジタルサイネージ等映像設備など）のほか、地域での防災関連セミナーや避難訓練等で使用できる動画を作成すること。

※動画の規格等は以下のとおりとする。

- ・フォーマット：WMV（Windows Media Video形式、拡張子は『.WMV』）で作成すること。  
詳細については、受注者の提案に基づき、発注者と協議のうえ決定する。
- ・解像度：16：9のフルHD（1080i）動画で作成したうえで、Web配信やイベント放送用に変換する。制作した動画はYouTubeでのインターネット配信及びプレイヤー・パソコンでのDVD再生による放映を想定しているため、それらに対応できる容量及び形式で作成すること。詳細については発注者と協議のうえ決定する。
- ・テロップ等：スピーカーのない環境（無音声）での放映時も問題のないように考慮し、動画には必要に応じたテロップ等をつけること。  
また、仮編集の段階で発注者にプレビュー（映像によるチェック）を受けること。

## 4 共通事項

3の各事業内容の実施については、次のとおり共通事項を定める、

- (1) 新規の撮影やアニメーション作成を原則とし企画検討を行い、複数年にわたり使用可能な動画を作成すること。
- (2) 人物であれば出演者・協力者等の肖像権、音楽であれば音楽の著作権等、ワークショップ実施及び動画制作に係るあらゆる権利の調整を行い、ウェブサイトでの動画配信やデジタルサイネージなどの媒体、イベント等での二次利用について同意を得るとともに、出演料・使用料等を支払う場合は業務委託料の範囲で行うこと。なお、本動画使用期間は無期限である。また、万が一、当該素材の使用による権利侵害の紛争等が生じた場合は、受注者の責任及び負担において全て処理すること。
- (3) 受注者は、使用する会場の管理者と連携・協議を行うこと。ワークショップや動画作成の実施場所において、事前に調整が必要な場合は、受注者が行うこと。

- (4) 本業務を遂行するにあたり必要となる経費についてはすべて業務委託料に含まれるものとする。
- (5) 受注者が実施する事業にあわせて、発注者が用意した本市施策等の資料配布・設置を行う場合がある。
- (6) 本業務において発注者から提供された資料、制作した成果物及び書類その他発注者に提出した資料一切について、他の目的に使用してはならない。ただし、発注者の許可を得た場合はその限りではない。
- (7) 業務内容等の細部及び仕様書記載事項に疑義が生じた場合は、発注者とその都度協議のうえ決定すること。

## 5 納品（3 事業内容 の（2）の①及び②について）

### （1）成果物

ア 変換前の 16：9 のフルHD (1080i) 動画 作成した本数分

イ 変換後の動画 作成した本数分

ア及びイの動画等を収録した DVD を 3 部作成する。

動画ファイルにコピーガードは行わず、発注者がパソコン等により複製できるようにすること。また、すべてのファイルについてウイルスチェックを行うこと。

### （2）納品場所

・大阪市市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課

（大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所 4 階）

## 6 実施計画書等必要資料の作成及び提出

（1）実施計画書（事業内容、全体スケジュール等）を提出すること。

計画書には、各事業について、実施場所、実施時期、手法等の企画内容を具体的に記載すること。

（2）企画内容について受注者の都合による変更は認めない。

（3）計画書等は、パワーポイント・WORD・EXCEL形式など、本市において二次利用可能な形式にして作成するものとする。

## 7 事業報告

（1）仕様書に定めた内容（提案に基づくものを含む）の実施状況・結果等について事業報告書にまとめること。提出のあった事業報告書について、ヒアリングを行う場合がある。

（2）業務内容ごとに経費を算出し、本委託業務の収支を明らかにすること。

（3）ワークショップについては、どこでどのような事業を実施したのか分かる当日の写真を撮影し、事業報告書に添付すること。

（4）報告書は、パワーポイント・WORD・EXCEL形式など、本市において二次利用可能な形式にして作成するものとする。

## 8 経費について

業務完了後、発注者の検査を経て、業務完了報告に基づき受注者の請求により支払うこととする。

## 9 実施にあたっての留意事項

- (1) 政治的・宗教的中立性を確保して実施すること。
- (2) 本業務に関連して参加者から入手した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）に基づき、適切に管理し、本業務に関連する用途以外に使用しないこと。

## 10 再委託について

- (1) 受注者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、(3)に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を(3)に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## 11 関係法令の遵守

受注者は、雇用等を行った労働者の使用者として、労働基準法、労働者災害補償保険法、労働安全衛生法、最低賃金法その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ責任をもって労務管理を行うこと。

## 12 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

## 13 その他

- (1) 業務の進行にあたっては、発注者と十分に協議して実施すること。
- (2) 本委託で生じる成果物の所有権・著作権については、大阪市に帰属する。
- (3) 本業務の実施にあたって必要な経費は、すべて受注者が負担すること。
- (4) 発注者から業務改善を指摘された場合は、必要な措置を取りその改善対策の報告をしなければならない。また、その経過及び改善対策方法の報告書を作成し、指定された期日までに提出しなければならない。
- (5) 本仕様に定めのない事項及び当該事業遂行中に疑義が生じた場合を含め、業務の遂行にあたっては発注者と綿密な連絡、報告、協議を行い、発注者より指示等があれば遵守すること。
- (6) 具体的な事業打ち合わせは契約締結後に行い、3 の各事業実施前に打ち合わせを行うこととし、進捗については毎月 10 日までにメールにて報告を行うこと。毎月の進捗報告についての形式は自由とするが、仕様書に定めた内容（提案に基づくものを含む）の実施状況、結果等について報告書に記載すること。

## 14 担当

大阪市市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

TEL:06-6208-9156 FAX:06-6202-7073

## 公益通報等にかかる特記仕様書

### (条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を大阪市民局総務部総務担当(連絡先:06-6208-7311)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を大阪市民局総務部総務担当(連絡先:06-6208-7311)へ報告しなければならない。

3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市民局総務部総務担当(連絡先:06-6208-7311)に報告しなければならない。

### (調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

## グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
  - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
  - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課  
自動車排ガス対策グループ

電話：06-6615-7965